販売契約約款

2026 年 8 月 1 日

第1章　総則

第1条（契約約款の適用等）

JCOM 株式会社（以下「当社」といいます。）は、別表の端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

2　当社は、商品の購入者（以下「購入者」といいます。）と商品の販売に係る契約（以下「販売契約」といいます。）を締結します。

3　当社は、1つの商品ごとに1つの販売契約を購入者と締結します。

第2条（約款の変更等）

当社は、この約款を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3　約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和25年法律第132号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用がある場合には、放送法第150条又は電気通信事業法第26条第1項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第2章　契約

第1節　契約条件

第3条（販売契約の申込みをすることができる条件）

別記1に定める「J:COM」の統一ブランドを冠して電気通信事業を行う当社の子会社（以下「当グループ」といいます。）のJ:COM MOBILE契約約款（プランa）（以下「J:COM MOBILE約款」といいます。）に定めるサービス（以下「J:COM MOBILE サービス」といいます。）に係る契約を締結している者（以下「J:COM MOBILE 契約者」といいます。）が別表に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申込みを、行うことができます。

2　削除

3　当社は、別表に定める当グループのサービス提供区域に現に居住しているものに限り、本約款に定める契約の締結を行います。※当社が認める場合を除く。

4　当社は、前項の規定に関わらず、販売契約台数を制限する場合があります。

5　削除

第2節　契約成立

第4条（契約の申込み方法及び承諾等）

購入者が、販売契約の申込みをするときは、当グループ所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を当社に提出していただきます。

2　前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

3　当社は、次の場合には販売契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)　その申込みをした者が賦払金（商品の分割払いを選択した場合の毎月の支払金額をいい、以下同じとします。）または一括払い金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)　その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る販売契約の総数がJ:COM MOBILE約款に定める基準を超えるとき。

(3)　その申込みをした者がJ:COM MOBILEサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4)　当社の業務遂行上支障があるとき。

(5)　その他当社が不適当と判断したとき。

第5条（契約申込みの撤回）

購入者は、当該商品を受け取った日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書又は電磁的記録によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2　前項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。

3　第1項の規定に基づき、購入者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、当該撤回または解除を行った日から7日以内に、購入者は当該商品を当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。

4　前項の規定により当該商品の当社への返却が当該撤回または解除を行った日から7日以内になされない場合、購入者は当該商品の返却に代えて、その賠償責任を負うものとし、契約者が当該賠償責任を履行した場合、契約者は前項の機器等の返却義務を免れるものとします。購入者が負担する賠償責任の額は別表4に規定するものとします。

第6条（契約の成立時点）

販売契約は、購入者が当該商品の購入申込みを行った日をもって成立するものとします。

第6条の2（解除条件）

当社は、当該商品の購入に際して購入者の信用に関する審査を行います。当該審査の結果により、当社は、前条に基づき成立した契約を解除する場合があります。この場合、当社は、購入者に対し、何らの責任も負わないものとします。なお、申込日の翌日以降に、第4条第3項各号の事由が存在することが判明した場合も同様とします。

第3節　契約変更

第7条（届出事項の変更）

購入者は　当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

2　購入者は、前項の通知がないために、当社（第13条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第4節　契約解約・解除

第8条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、または販売契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者は、販売契約を解除したときは速やかに文書によりその申込みを行うものとします。

第 3 章　料金
第 1 節　料金の計算及び支払い
第 9 条（賦払金または一括払い金の支払方法）
購入者は、当社が端末代金支払い等特約に定める賦払金（以下、「賦払金」といいます。）または一括払い金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社（第 13 条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。

(1) 料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、金融機関の契約者の口座からの自動振替または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いただきます。なお、当社または当グループとの間で現に契約を締結していない場合や、その他当社が特に認める場合には、当社は、契約者に対し、クレジットカードによる決済手段により、当社が定める期日までにお支払いいただくこと、その他当社指定の方法でお支払いいただくことがあります。

(2) 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(4) 当社は、購入者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(5) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。

(6) 当社は、前号の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第 10 条（期限の利益の喪失）
購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)　賦払金の支払いを遅滞し、当社（第 13 条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2)　自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

(3)　差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

(4)　破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

(5)　その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。

2　購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第 13 条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）の請求により販売契約に基づく債務について期眼の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)　販売契約上の義務に違反し、その違反が販売契約の重大な違反となるとき。

(2)　購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第 2 節　割増金及び延滞利息

第 11 条（延滞処理）

購入者の料金その他の債務（加入契約の終了後に確定したものを含みます）　について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める延滞手数料（400 円（税込 440 円））を請求額に加算できるものとします。　なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2　購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

3　購入者は、料金その他の債務について、 支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。なお、法定利率に基づく日数の計算については、閏年の日を含む期間も 365 日当たりの割合として算定します。

第 4 章　施設

第 1 節　保安・保守

第 12 条（故障交換）

商品の保証期間は 1 年間とし、その間に発生した自然故障（当該機器の取扱説明書等に従い正常に使用したにもかかわらず、生じる電気的・機械的故障で且つ、メーカーの保証規約にて保証の対象となる故障をいいます。）について、当社は無償で修理または交換を行います。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等は保証対象外となります。

2　保証期間外の故障に関しては、故障内容に応じて当社が算定し、故障修理前に購入者に提示し、修理または交換の委託を受ける事とします。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等の取り扱いは、前項に従います。

3　保証期間にかかわらず、当該商品のバッテリーを含む付属品等の修理または交換は対象外となります。

4　前項までの規定により当社が購入者に対し、商品の交換を認めた場合、購入者は、当社から交換品として送った商品を受領した日から 14 日以内に、交換の対象となる故障商品を当社に返却するものとします。

5　前項の場合で、かつ、交換品の返却がなされない場合、当該交換品の返却に代えて、当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者はその損害等を賠償する責任を負うものとします。購入者が当該賠償責任を履行した場合、購入者は前項の交換品の返却義務を免れるものとします。購入者が負担する賠償責任の額は別表 4 に規定するものとします。

第 5 章　雑則

第 13 条（債権の譲渡）

当グループは、購入者に対する販売契約に基づく債権を当グループの各社又はその他第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当グループが購入者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2　前項の場合において、譲渡先が当グループの各社の場合には、当社は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

第 14 条（契約上の地位の譲渡）

購入者は、購入した端末（別表 1-1、「特定携帯電話端末の販売における特約 12」、「特定携帯電話端末の販売における特約 13」、「特定携帯電話端末の販売における特約 14」、「特定携帯電話端末の販売における特約 15」に定める端末に限ります。）および J:COM MOBILE 契約約款に規定する J:COM MOBILE 回線に係る利用権（J:COM MOBILE 契約約款に定める J:COM MOBILE サービス利用をいいます。以下同じとします。）を第三者に譲渡する場合、販売契約の契約上の地位（賦払金または一括払い金の支払債務に係るものを含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。

ただし、当グループは、次の各号のいずれかの場合には、J:COM MOBILE 回線に係る利用権及び販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

(1) 譲受人が賦払金または一括払い金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(2) その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る販売契約等の総数が当社が定める基準を超えるとき。
(3) 譲受人が当グループと締結している J:COM MOBILE サービス関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4) 法令に違反することとなるとき。
(5) 当グループの業務遂行上支障があるとき。
(6) その他当グループが不適当と判断したとき。

第 15 条（所有権の移転）

商品は、販売契約成立時に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は 転売することができないものとします。

第 16 条（債務の履行の継続）

購入者は、販売契約に基づく債務の完済までに、購入者の J:COM MOBILE サービスの契約者回線（携帯電話端末の購入に係る販売契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「J:COM MOBILE 回線」といいます。）の利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2 当グループは、購入者が指定 J:COM MOBILE 契約者回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であっても販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定 J:COM MOBILE 契約者回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当グループに対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。

3 当グループは、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

第 17 条（個人情報の取扱い）

当社は、当該商品の販売に当たって、当社および当グループに対する当該商品販売に係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の本約款等に係る業務の遂行などのために、個人情報を利用いたします。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあたっては、当社が購入者の個人情報を利用することがあります。

(1) 法令に基づく場合。
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3　当社は、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者に委託することがあります。
4　当社は、本サービスの提供にあたって、本契約者から取得した個人情報については、当社の J:COM MOBILE サービスの加入申込書における＜個人情報の取り扱いについて＞の同意事項を本サービスの提供においても有効とします。
5　本サービスの提供における個人情報の取り扱いは、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第 18 条（合意管轄裁判所）
購入者は、販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）
購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(1)　暴力団
(2)　暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
(3)　暴力団準構成員
(4)　暴力団関係企業
(5)　総会屋等
(6)　社会運動等標ぼうゴロ
(7)　特殊知能暴力集団等
(8)　前各号の共生者
(9)　その他前各号に準ずる者
2　購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
(1)　暴力的な要求行為
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当グループの信用を毀損し、又は当グループの業務を妨害する行為
(5)　その他前各号に準ずる行為
3　次の各号のいずれかに該当し、販売契約を締結すること、又は販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との販売契約について、解除等（販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
(1)　購入者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき
(2)　購入者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
(3)　購入者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
(4)　前 3 号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
4　前項の規定の適用により、販売契約が解除された場合、購入者は、販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
5　前 2 項の規定の適用により、当グループに損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

別記 1（第 2 条関連　当グループ）
JCOM マーケティング株式会社、株式会社ケーブルネット下関、横浜ケーブルビジョン株式会社

別表 1-1　スマホ端末の販売名称及び販売価格（J:COM MOBILE サービス契約が必要となるもの）
商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

分類	端末機器名	販売名称	現金販売価格
㊱	SHARP BASIO active2	SHARP BASIO active2	48,000 円 （税込 52,800 円）
㊲	SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9	62,400 円 （税込 68,640 円）
㊳	Google Pixel 8a	Google Pixel 8a	74,400 円 （税込 81,840 円）
㊴	SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G	38,400 円 （税込 42,240 円）
㊷	SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10	64,800 円 （税込 71,280 円）
㊻	ALT MIVE ケースマ	ALT MIVE ケースマ	38,400 円 （税込 42,240 円）
㊼	FCNT らくらくスマートフォン　Lite	FCNT らくらくスマートフォン　Lite	48,000 円 （税込 52,800 円）

別表 1-2 削除

別表 1-3　アクセサリーの販売名称及び販売価格

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

対象となる端末機器名	販売名称	現金販売価格
共通	SD カード（128GB）	9,600 円 （税込 10,560 円）
共通	スマホ用 AC アダプタ・ケーブルセット	3,600 円 （税込 3,960 円）
共通	スマホ用 AC アダプタ	2,400 円 （税込 2,640 円）
共通	ショルダーストラップ	2,400 円 （税込 2,640 円）
共通	ワイヤレス充電器	3,600 円 （税込 3,960 円）
SHARP BASIO active2	SHARP BASIO active2 用保護フィルム	2,400 円 （税込 2,640 円）
SHARP BASIO active2	SHARP BASIO active2 用手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 （税込 5,280 円）
SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9 用 手帳型カバー・保護フィルムセット	4,800 円 （税込 5,280 円）
SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9 用 クリアカバー・保護フィルムセット	3,600 円 （税込 3,960 円）
SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9 用 保護フィルム	2,400 円 （税込 2,640 円）
Google Pixel 8a	Google Pixel 8a 用 手帳型カバー・保護フィルムセット	4,800 円 （税込 5,280 円）
Google Pixel 8a	Google Pixel 8a 用 カバー・保護フィルムセット	3,600 円 （税込 3,960 円）
Google Pixel 8a	Google Pixel 8a 用 保護フィルム	2,400 円 （税込 2,640 円）
SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G 用手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 （税込 5,280 円）
SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G 用 保護フィルム	2,400 円 （税込 2,640 円）
iPhone 15	iPhone 15 用手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 （税込 5,280 円）
iPhone 15	iPhone 15 用保護フィルム	2,400 円 （税込 2,640 円）
SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10 用 手帳型カバー・保護フィルムセット	4,800 円 （税込 5,280 円）

SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10 用 クリアカバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,960 円)
SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10 用 保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)
iPhone 16e	iPhone 16e 用手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)
iPhone 16e	iPhone 16e 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)
ALT MIVE ケースマ	ALT MIVE ケースマ用卓上ホルダ	3,600 円 (税込 3,960 円)
FCNT らくらくスマートフォン Lite	FCNT らくらくスマートフォン Lite 用 手帳型カバー・保護ガラスセット	4,800 円 (税込 5,280 円)
FCNT らくらくスマートフォン Lite	FCNT らくらくスマートフォン Lite 用 保護ガラス	2,400 円 (税込 2,640 円)
iPhone 16	iPhone 16 用手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)
iPhone 16	iPhone 16 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)

別表 1-4 削除
別表 2-1 削除

別表 3　当グループの提供区域

当グループは下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、当社の子会社が定めるサービスの提供を行います。

法人名	エリア名	提供区域
旧 ㈱ジェイコム札幌（現 JCOM マーケティング株式会社）	札幌エリア	北海道札幌市、北広島市
旧 ㈱ジェイコム東京（現 JCOM マーケティング株式会社）	東エリア	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市
	杉並・中野エリア	東京都杉並区、中野区
	西エリア	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市
	すみだ・台東エリア	東京都墨田区、台東区
	板橋・北エリア	東京都北区、板橋区
	港・新宿エリア	東京都港区、新宿区
	大田エリア	東京都大田区
	八王子・日野エリア	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市
	多摩エリア	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市
	足立エリア	東京都足立区
	武蔵野・三鷹エリア	東京都武蔵野市、三鷹市
	西東京エリア	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市
	調布エリア	東京都調布市、世田谷区、狛江市
	世田谷エリア	東京都世田谷区、狛江市
	江戸川エリア	東京都江戸川区
旧 ㈱ジェイコム湘南・神奈川（現 JCOM マーケティング株式会社）	湘南・鎌倉エリア	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市
	横須賀エリア	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市
	南横浜エリア	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区
	相模原・大和エリア	神奈川県相模原市、愛川町、大和市
	町田・川崎エリア	東京都稲城市、東京都町田市、 神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市青葉区
	かながわセントラルエリア	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区
	横浜テレビエリア	横浜市南区、磯子区、中区、西区

法人名	エリア名	提供区域
	西湘エリア	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町
旧 土浦ケーブルテレビ㈱ （現 JCOM マーケティング株式会社）	茨城エリア	茨城県土浦市、龍ケ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、 美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市
旧 ㈱ジェイコム埼玉・東日本 （現 JCOM マーケティング株式会社）	さいたま南エリア	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区
	さいたま北エリア	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町
	所沢エリア	埼玉県所沢市
	東上・川越エリア	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町
	川口・戸田エリア	埼玉県川口市、戸田市、 東京都足立区
	越谷・春日部エリア	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区
	草加エリア	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区
	埼玉県央エリア	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町
	熊谷・深谷エリア	埼玉県熊谷市、深谷市
	群馬エリア	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市
	仙台エリア	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市
旧 ㈱ジェイコム千葉 （現 JCOM マーケティング株式会社）	市川・浦安エリア	千葉県市川市、浦安市全域
	YY 船橋習志野エリア	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部
	木更津エリア	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、 富津市
	千葉セントラルエリア	千葉県千葉市
	東葛・葛飾エリア	東京都葛飾区、 千葉県松戸市、流山市、野田市

法人名	エリア名	提供区域
	東関東エリア	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市
	らーばんねっとエリア	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町
旧 ㈱ジェイコムウエスト（現 JCOM マーケティング株式会社）	宝塚川西エリア	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市
	かわちエリア	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市
	南大阪エリア	大阪狭山市、河内長野市、富田林市
	和歌山エリア	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町
	りんくうエリア	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
	堺エリア	堺市、高石市
	和泉・泉大津エリア	和泉市、泉大津市
	大阪エリア	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区
	大阪セントラルエリア	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区
	北摂エリア	大阪府箕面市、茨木市、摂津市
	京都みやびじょんエリア	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市
	北河内エリア	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市
	北大阪エリア	吹田市、豊中市、池田市
	高槻エリア	高槻市、島本町
	東大阪エリア	東大阪市
	神戸芦屋エリア	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド
	神戸三木エリア	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市
旧 ㈱ジェイコム九州（現 JCOM マーケティング株式会社）	福岡エリア	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市
	北九州エリア	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市

法人名	エリア名	提供区域
	熊本エリア	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市
㈱ケーブルネット下関	下関局	下関市
旧 大分ケーブルテレコム㈱ （現 JCOM マーケティング株式会社）	大分エリア	大分県大分市、由布市、津久見市 、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市
横浜ケーブルビジョン㈱		横浜市旭区、保土ケ谷区、泉区、西区、戸塚区

別表 4
第 5 条（契約申込みの撤回）第 4 項に基づく、購入者の負担する額は以下のとおりとする。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
㉚	iPhoneSE（第 3 世代）	iPhoneSE（第 3 世代）64GB	63,360 円
㉛	iPhoneSE（第 3 世代）	iPhoneSE（第 3 世代）128GB	70,560 円
㉜	iPhoneSE（第 3 世代）	iPhoneSE（第 3 世代）256GB	87,840 円
㉝	SAMSUNG Galaxy A23 5G	SAMSUNG Galaxy A23 5G	28,800 円
㉞	SHARP BASIO active	SHARP BASIO active	36,000 円
㉟	SHARP AQUOS sense8	SHARP AQUOS sense8	52,800 円
㊱	SHARP BASIO active2	SHARP BASIO active2	48,000 円
㊲	SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9	62,400 円
㊳	Google Pixel 8a	Google Pixel 8a	74,400 円
㊴	SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G	38,400 円
㊵	iPhone 15	iPhone 15 128GB	110,400 円
㊶	iPhone 15	iPhone 15 256GB	144,000 円
㊷	SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10	64,800 円
㊸	iPhone 16e	iPhone 16e 128GB	105,600 円
㊹	iPhone 16e	iPhone 16e 256GB	124,800 円
㊺	iPhone 16e	iPhone 16e 512GB	153,600 円
㊻	ALT MIVE ケースマ	ALT MIVE ケースマ	38,400 円
㊼	FCNT らくらくスマートフォン Lite	FCNT らくらくスマートフォン Lite	48,000 円
㊽	iPhone 16	iPhone 16 128GB	129,600 円
C	SAMSUNG Galaxy Tab A	SAMSUNG Galaxy Tab A	29,000 円

・特定携帯電話端末の販売における特約 1　（削除）
・電話端末の販売における特約 2　（削除）
・特定携帯電話端末の販売における特約 3～11（削除）

特定携帯電話端末の販売における特約 12

第 1 条（特約の適用等）
当社は、本特約における料金表にて特定される端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下本特約内においてあわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、本約款に付して、この特約を規定します。
2　本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

第 2 条（故障交換および修理）
本特約における料金表にて特定される端末機器の保証期間は、当該端末をネットワーク接続した日より 1 年間とします。当該端末機器の保証は、製品メーカーにより直接的に行われるものとします。
2　当社が提供する端末保証サービスは、当該端末機器の購入と同時の場合に限り、申し込むことが可能です。ただし、当該端末機器を同時に複数台購入する場合、購入台数分のお申し込みをいただく必要があります。また、端末保証サービスにご加入されている方は、無料保証期間や自然故障問わず、JCOM カスタマーセンターまで お問い合わせください。

料金表
商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

種類	端末機器名	販売名称	現金販売価格
㊳	Google Pixel 8a	Google Pixel 8a	74,400 円 （税込 81,840 円）

特定携帯電話端末の販売における特約 13

第 1 条（特約の適用等）
当社は、本特約における料金表にて特定される端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下本特約内においてあわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、本約款に付して、この特約を規定します。
2　本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

第 2 条（故障交換および修理）
本特約における料金表にて特定される端末機器の保証期間は、当該端末を Apple 社へ登録した日から起算し 1 年間とします。当該端末機器の保証は、製品メーカーにより直接的に行われるものとします。
2　製品メーカーが提供する保証期間延長サービスは、当該端末機器の購入と同時の場合に限り、当社を介して申し込むことが可能です。ただし、当該端末機器を同時に複数台購入する場合、購入台数分のお申し込みをいただく必要があります。

料金表
商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

種類	端末機器名	販売名称	現金販売価格
㊵	iPhone 15	iPhone 15 128GB	110,400 円 （税込 121,440 円）
㊶	iPhone 15	iPhone 15 256GB	144,000 円 （税込 158,400 円）

特定携帯電話端末の販売における特約 14

第 1 条（特約の適用等）
当社は、本特約における料金表にて特定される端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下本特約内においてあわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、本約款に付して、この特約を規定します。
2　本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

第 2 条（故障交換および修理）
本特約における料金表にて特定される端末機器の保証期間は、当該端末を Apple 社へ登録した日から起算し 1 年間とします。当該端末機器の保証は、製品メーカーにより直接的に行われるものとします。
2　製品メーカーが提供する保証期間延長サービスは、当該端末機器の購入と同時の場合に限り、当社を介して申し込むことが可能です。ただし、当該端末機器を同時に複数台購入する場合、購入台数分のお申し込みをいただく必要があります。

料金表
商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

種類	端末機器名	販売名称	現金販売価格
㊸	iPhone 16e	iPhone 16e 128GB	105,600 円 （税込 116,160 円）
㊹	iPhone 16e	iPhone 16e 256GB	124,800 円 （税込 137,280 円）
㊺	iPhone 16e	iPhone 16e 512GB	153,600 円 （税込 168,960 円）

特定携帯電話端末の販売における特約 15

第 1 条（特約の適用等）

当社は、本特約における料金表にて特定される端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下本特約内においてあわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、本約款に付して、この特約を規定します。

2　本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

第 2 条（故障交換および修理）

本特約における料金表にて特定される端末機器の保証期間は、当該端末を Apple 社へ登録した日から起算し 1 年間とします。当該端末機器の保証は、製品メーカーにより直接的に行われるものとします。

2　製品メーカーが提供する保証期間延長サービスは、当該端末機器の購入と同時の場合に限り、当社を介して申し込むことが可能です。ただし、当該端末機器を同時に複数台購入する場合、購入台数分のお申し込みをいただく必要があります。

料金表

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

種類	端末機器名	販売名称	現金販売価格
㊽	iPhone 16	iPhone 16 128GB	129,600 円 （税込 142,560 円）

端末代金支払い等特約

第１条（本特約の適用等）
当社は、端末代金支払い等特約（以下「本特約」といいます。）に基づき、購入者と当社が定める販売契約約款に基づき購入した商品（以下、「当社商品」といいます。）について、適用する支払い条件等に係る契約を締結します。
２ 当社は、１の当社商品ごとに１の本特約を締結します。なお、J:COM MOBILE（プラン a）契約約款（以下「J:COM MOBILE 約款」といいます。）に基づき提供するサービスと本特約を適用し購入する当社商品は組み合わせて管理するものとします。
３ 当社は、本特約を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の本特約によるものとします。
４ 本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

第２条（本サービスの提供内容および条件等）
当社は、第３条第１項に定める条件を満たす契約者が当社商品を購入する場合において、本特約に定める金額、分割回数、1 回あたりの支払額の適用を認めます。ただし、別紙 1 に該当する当社商品については、本特約を初めて申し込む場合若しくは直近の本特約を利用した当社商品購入成立時点から１２ヶ月経過後に再び本特約を申し込む場合に限り、本特約の適用を認めるものとします。

第３条（本サービスの適用）
以下条件の全てを満たす場合、契約者は本特約の適用を受ける権利を有します。
(1)　当グループが定める J:COM MOBILE 約款に基づき提供するサービスに係る契約を締結していること。
(2)　当社が定める販売契約約款に規定される条件に基づき販売している当社商品を購入すること。
2 上記条件を満たさない契約者は、当社商品について当社が別に定める方法により、販売契約約款に定める金額にて一括払いにより当社商品を購入するものとします。

第４条（当社商品への適用内容）
当社は販売契約約款に定める当社商品について、それぞれ別紙に定める内容にて、当社商品への割賦を適用し契約者に請求を行うこととします。なお、割賦販売における総額は、現金販売価格と同額とします。

第５条（契約者による特約の解除）
契約者が本特約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知します。この場合、契約者から当社に対してかかる通知があった日が帰属する月の翌月以降、賦払金の請求を廃止し、残りの債務について一括での請求を行うこととします。

別紙１　スマートフォン

分類	端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売		
				1回分の支払い額	支払い回数	支払い期間
㊱	SHARP BASIO active2	SHARP BASIO active2	48,000 円 （税込 52,800 円）	2,000 円 （税込 2,200 円）	24回	24カ月
				1,000 円 （税込 1,100 円）	48回	48カ月
㊲	SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9	62,400円 （税込 68,640 円）	2,600 円 （税込 2,860 円）	24回	24カ月
				1,300 円 （税込 1,430 円）	48回	48カ月
㊳	Google Pixel 8a	Google Pixel 8a	74,400 円 （税込 81,840 円）	3,100 円 （税込 3,410 円）	24回	24カ月
				1,550 円 （税込 1,705 円）	48回	48カ月
㊴	SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G	38,400 円 （税込 42,240 円）	1,600 円 （税込 1,760 円）	24回	24カ月
				800 円 （税込 880 円）	48回	48カ月
㊵	iPhone 15	iPhone 15 128GB	110,400 円 （税込 121,440 円）	4,600 円 （税込 5,060 円）	24回	24カ月
				2,300 円 （税込 2,530 円）	48回	48カ月
㊶	iPhone 15	iPhone 15 256GB	144,000 円 （税込 158,400 円）	6,000 円 （税込 6,600 円）	24回	24カ月
				3,000 円 （税込 3,300 円）	48回	48カ月
㊷	SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10	64,800円 （税込 71,280円）	2,700円 （税込 2,970 円）	24回	24カ月
				1,350円 （税込 1,485 円）	48回	48カ月
㊸	iPhone 16e	iPhone 16e 128GB	105,600円 （税込 116,160円）	4,400円 （税込 4,840 円）	24回	24カ月
				2,200円 （税込 2,420 円）	48回	48カ月
㊹	iPhone 16e	iPhone 16e 256GB	124,800円 （税込 137,280円）	5,200円 （税込 5,720 円）	24回	24カ月
				2,600円 （税込 2,860 円）	48回	48カ月
㊺	iPhone 16e	iPhone 16e 512GB	153,600円 （税込 168,960円）	6,400円 （税込 7,040 円）	24回	24カ月
				3,200円 （税込 3,520 円）	48回	48カ月
㊻	ALT MIVE ケースマ	ALT MIVE ケースマ	38,400円 （税込 42,240円）	1,600円 （税込 1,760 円）	24回	24カ月
				800円 （税込 880 円）	48回	48カ月
㊼	FCNT らくらくスマートフォン Lite	FCNT らくらくスマートフォン Lite	48,000円 （税込 52,800円）	2,000円 （税込 2,200 円）	24回	24カ月
				1,000円 （税込 1,100 円）	48回	48カ月
㊽	iPhone 16	iPhone 16 128GB	129,600円 （税込 142,560円）	5,400円 （税込 5,940 円）	24回	24カ月
				2,700円 （税込 2,970 円）	48回	48カ月

別紙２　削除

別紙３　スマホ、タブレットにおけるアクセサリー

対象となる端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売		
			1回分の支払い額	支払い回数	支払い期間
共通	SD カード (128GB)	9,600 円 (税込 10,560 円)	400 円 (税込 440 円)	24 回	24 カ月
共通	スマホ用 AC アダプタ・ケーブルセット	3,600 円 (税込 3,960 円)	150 円 (税込 165 円)	24 回	24 カ月
共通	スマホ用 AC アダプタ	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
共通	ショルダーストラップ	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
共通	ワイヤレス充電器	3,600 円 (税込 3,960 円)	150 円 (税込 165 円)	24 回	24 カ月
SHARP BASIO active2	SHARP BASIO active2 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
SHARP BASIO active2	SHARP BASIO active2 用手帳型カバー・保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9 用手帳型カバー・保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
SHARP AQUOS sense9	SHARP AQUOS sense9 用クリアカバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,960 円)	150 円 (税込 165 円)	24 回	24 カ月
Google Pixel 8a	Google Pixel 8a 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
Google Pixel 8a	Google Pixel 8a 用手帳型カバー・保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
Google Pixel 8a	Google Pixel 8a 用カバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,960 円)	150 円 (税込 165 円)	24 回	24 カ月
SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月

SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G 用手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
iPhone 15	iPhone 15 用 手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
iPhone 15	iPhone 15 用 保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10 用 保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10 用 手帳型カバー・保護 フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
SHARP AQUOS sense10	SHARP AQUOS sense10 用 クリアカバー・保護 フィルムセット	3,600 円 (税込 3,960 円)	150 円 (税込 165 円)	24 回	24 カ月
iPhone 16e	iPhone 16e 用 手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
iPhone 16e	iPhone 16e 用 保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
ALT MIVE ケースマ	ALT MIVE ケースマ用 卓上ホルダ	3,600 円 (税込 3,960 円)	150 円 (税込 165 円)	24 回	24 カ月
FCNT らくらくスマート フォン Lite	FCNT らくらくスマート フォン Lite 用 手帳型カバー・ 保護ガラスセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
FCNT らくらくスマート フォン Lite	FCNT らくらくスマート フォン Lite 用 保護ガラス	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月
iPhone 16	iPhone 16 用 手帳型カバー・ 保護フィルムセット	4,800 円 (税込 5,280 円)	200 円 (税込 220 円)	24 回	24 カ月
iPhone 16	iPhone 16 用 保護フィルム	2,400 円 (税込 2,640 円)	100 円 (税込 110 円)	24 回	24 カ月

別紙 4　削除

スマホ more プログラム半額アシスト特約　(削除)

第 6 章　附則

（実施時期）
この約款は、平成 27 年 10 月 29 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 27 年 10 月 30 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 28 年 2 月 18 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 28 年 4 月 7 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 28 年 8 月 18 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 1 月 12 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 1 月 13 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置 2）
当社は、平成 29 年 3 月 5 日より、特定携帯電話端末の販売における特約は別表 3 に定める株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコムイーストにおける仙台キャベツ局、相模原・大和局、町田・川崎局、秦野・伊勢原局、かながわセントラル局および小田原局、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ケーブルネット下関、並びに株式会社ジェイコム九州の提供区域に限り、提供します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 3 月 8 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置 1）
この改正規定の実施の日から、平成 29 年 6 月　30　日までの間、当社および当グループが提供する公衆無線 LAN の一部の利用を無償で提供します。
なお、この期間は当社または、当グループの都合により変更する事があります。
（経過措置 2）
当社は、平成 29 年 4 月 4 日をもって、平成 29 年 3 月 1 日における（経過措置 2）を終了します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 5 月 31 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 6 月 15 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 8 月 16 日から実施します。
なお、大分ケーブルテレコム㈱については同期日以降準備の出来次第実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規約は、平成 30 年 2 月 15 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。
（実施時期）
この改正規定は、平成 30 年 6 月 6 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。
なお、別表 1-1、別表 1-2 および別表 1-3 に係る変更は平成 30 年 7 月 3 日から実施、別記 1 および別記 3 に係る横浜ケーブルビジョン株式会社に関わる記載は平成 30 年 7 月 4 日から実施いたします。
（実施時期）
この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 30 年 10 月 18 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 31 年 2 月 21 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、平成 31 年 4 月 25 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。
なお、別表 1-1　分類⑩および別表 1-3 の最下段 1 項目（Samusung 端末に関わる）については 2019 年 6 月 7 日より実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2019 年 9 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）
この改正規定は、2019年11月28日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年2月13日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年3月1日から実施します。
なお、別表 1-3　アクセサリーの販売名称及び販売価格（iPhone7 用手帳型カバー・保護ガラスフィルムセット）については2020年3月2日より実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年4月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年4月15日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年5月14日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年6月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年9月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年9月17日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年10月15日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年12月16日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年2月18日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年4月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年4月8日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年7月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年8月25日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年10月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年10月6日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年11月5日から実施します。
（経過措置）
なお、2021年11月5日より前にご購入されたiPhone7については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
⑦	iPhone7	iPhone7 32GB	36,000円
⑧	iPhone7	iPhone7 128GB	39,000円

（実施期日）
この改正規定は、2021年12月15日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022年2月23日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、2022年4月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022年4月13日から実施します。
（経過措置）
なお、2022年4月13日より前にご購入された商品については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
⑰	SAMSUNG Galaxy A21	SAMSUNG Galaxy A21	23,000円

（実施期日）
この改正規定は、2022年4月27日から実施します。
（経過措置）
なお、2022年4月27日より前にご購入された商品については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
⑬	iPhone SE	iPhone SE 64GB	45,000円
⑳	au Certified iPhone XS Max 64GB	au Certified iPhone XS Max 64GB	50,000円

（実施期日）
この改正規定は、2022年6月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022年6月16日から実施します。
（経過措置）
なお、2022年6月16日より前にご購入された商品については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
㉑	SHARP AQUOS sense5G	SHARP AQUOS sense5G	32,000円

（実施期日）
この改正規定は、2022年7月14日から実施します。
（経過措置）
なお、2022年7月14日より前にご購入された商品については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
⑪	京セラ BASIO4	京セラ BASIO4	29,000円

（実施期日）
この改正規定は、2022年8月24日から実施します。
（経過措置）
なお、2022年8月24日より前にご購入された商品については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
㉒	iPhone 12	iPhone 12 64GB	80,000円
㉓	iPhone 12	iPhone 12 128GB	85,000円

（実施期日）
この改正規定は、2022年10月5日から実施します。
なお、別表 1-3　アクセサリーの販売名称及び販売価格および端末代金支払い等特約　別紙 3　スマホ、タブレットにおけるアクセサリーからのスマホ用 AC アダプタ・ケーブルセット（USB-C タイプ）の削除については2022年9月30日より実施します。
（経過措置）
なお、2022年10月5日より前にご購入された商品については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
㉙	SHARP AQUOS wish	SHARP AQUOS wish	18,000円

（実施期日）
この改正規定は、2022年10月27日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年1月31日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年2月8日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年3月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年4月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年6月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年7月1日から実施します。
（経過措置）
なお、2023年7月1日より前にご購入された商品については、別表4において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
㉙	SHARP AQUOS wish	SHARP AQUOS wish	25,200円

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。
（経過措置）
なお、2023年10月1日より前にご購入された商品については、別紙1　スマートフォンにおいて36回の割賦支払いを継続適用することとします。
（実施期日）
この改正規定は、2023年11月9日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年12月1日から実施します。
（約款の変更）
2023年11月30日をもって当グループが定めるJ:COM MOBILE （プランa）契約約款（以下「J:COM MOBILE約款」といいます。）に規定するすべての定期契約を撤廃しました。
定期契約の撤廃に伴い、定期契約の満了日を含む月および、更新日を含む月および更新日を含む月の翌月以外の日に定期契約の解除を行なう場合であっても、定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
なお、これまで定期契約でのプラン名称として使用してきたまた、J:COM MOBILE スマホセット、J:COM MOBILE スマホセットLiteおよび、J:COM MOBILE Aプラン 長期タイプSについては、その名称に限り従前の通りの各サービス名称は継続して使用するものとし、サービス内容および価格等については、2023年12月1日改定後のJ:COM MOBILE約款に基づくものとします。
（経過措置）
なお、2023年12月1日以降、スマホmoreプログラム半額アシスト特約については、以下①～③の条件を満たし、かつ割賦金の残額がある場合、継続してサービス提供を受けられるものとします

①2021 年 2 月 17 日までに購入し、スマホ more プログラムが適用された旧端末の割賦金について、24 回以上のお支払いが完了している方。
②新端末を一括もしくは分割払いでご購入される方。
③機種変更手続き完了後、機種変更お申し込み日の翌月末までに旧端末を弊社へご返送いただける方。ただし、上記①にてお支払いが完済している場合を除きます。
※旧端末をご返送いただけない場合、半額アシストは適用できず、旧端末の端末割は終了となります。また、弊社が別に定める期日までに返却がない場合は、後日免除相当額を一括でお支払いいただきます。
（実施期日）
この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2024 年 7 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2024 年 9 月 4 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2024 年 11 月 7 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2025 年 2 月 6 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2025 年 2 月 27 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2025 年 7 月 24 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2025 年 11 月 13 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2025 年 11 月 27 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026 年 2 月 26 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026 年 4 月 16 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026 年 4 月 23 日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
なお、2026 年 7 月 1 日より前にご購入された商品については、別表 4 において以下の金額を継続適用することとします。

分類	端末機器名	販売名称	負担額（不課税）
㊴	SAMSUNG Galaxy A25 5G	SAMSUNG Galaxy A25 5G	28,800 円

（実施期日）
この改正規定は、2026 年 8 月 1 日から実施します。